

令和元年度

倫理に関する特別委員会記録

審査・調査案件

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 12月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 5 |

令和元年12月16日（月曜日）

倫理に関する特別委員会会議録

令和元年12月16日 月曜日

午後2時12分開議

午後2時42分開議（実時間28分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第121号・八代市職員倫理条例の制定について
1. 所管事務調査
・倫理に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	村川清則君
副委員長	古嶋津義君
委員	大倉裕一君
委員	亀田英雄君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本幸一君
委員	増田一喜君
委員	村山俊臣君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市長公室

人事課長 濱田浩介君

総務企画部

文書統計課長 加来康弘君

○記録担当書記

上野洋平君
土田英雄君

（午後2時12分 開会）

○委員長（村川清則君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）お疲れでございますが、定足数に達しましたので、ただいまから倫理に関する特別委員会を開会いたします。

それでは、本特別委員会の特定事件であります倫理に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおり、議案第121号・八代市職員倫理条例の制定について及び本特別委員会において審議継続中の八代市政治倫理条例の改正案についてでございます。

◎議案第121号・八代市職員倫理条例の制定について

○委員長（村川清則君） 最初に、条例議案の審査に入ります。

議案第121号・八代市職員倫理条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（濱田浩介君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の濱田でございます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

議案第121号・八代市職員倫理条例の制定について御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（村川清則君） どうぞ。

○人事課長（濱田浩介君） 議案書は41ページからになります。

42ページからが条例文となりますが、右肩に議案第121号関係資料と書いてあります資料を使って説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

お配りしております議案第121号関係資料の3枚目にA3版の資料を折り込んで閉じておりますけれども、そちらを使って、まず説明を

させていただきます。

職員倫理に関する例規等の体系及び推進体制について、現行と本条例の制定を比較しながら御説明申し上げます。左側が現行、右側が条例制定後となっております。

まず、上段の例規等の体系についてでございますが、左側の現行における職員の倫理に関する規程につきましては、条例は制定されておらず、行政内部の規程により、ハラスメントの防止についての基本方針、職員向けのコンプライアンス指針、ハラスメント防止等に関する要項を定めております。

これらの内部規程につきましては、本市や他の自治体、国等での事案発生を契機に、その都度再発防止などを目的に対処的に整備を行ってきたところでございます。

右側の条例制定後におきましては、八代市職員倫理条例を制定することにより、条例を職員倫理の根幹として、この条例のもとに規則、内部規程等を整理し、職員倫理に係る例規の体系化を図ります。

この条例及び関係規程を体系的に整備することによりまして、実際の倫理保持体制がどのように変わるのかということを下の段の推進体制にお示ししております。

左側の現行の推進体制につきましては、コンプライアンス指針で職員倫理に関する取り組み項目を示し、市長の指揮監督のもと、管理監督者が職員への指導を行う通常の指揮命令系統の枠組みがございます。

また、ハラスメントの防止の基本方針及びハラスメント防止等に関する要項に基づきまして、ハラスメントに関する相談・申し出を処理するため、苦情相談窓口、苦情処理委員会を設置しているところでございます。

右側の条例制定後におきましては、現行の指揮命令系統の基本的な枠組みは維持しつつ、推進体制の強化を図ります。

推進体制の主な改善点を3点記載しておりますが、1つ目に、①職員倫理審査会の設置がございます。職員倫理審査会は、公平性、公正性を確保するために、主に外部の学識経験者5名以内で構成し、職員の倫理保持に資するため、市長の諮問に応じた重要事項の審議・答申、市長の依頼を受けて、法令違反の調査などを行います。

2つ目は、②倫理監督者の設置でございます。この倫理監督者には各部長等が当たり、職員や管理監督者からの相談に対する指導・助言等を行うこととしております。これらにより、市長、管理監督者、職員からなる基本的な系統を補強し、職員の倫理保持体制の強化を図ります。

3つ目につきましては、倫理保持体制の強化とあわせて、職員を保護するという観点から、③職員からの申し出・相談窓口の拡充を挙げております。

申し出の窓口は2つ設置いたしますが、1つ目の窓口は左手に記載しております内部通報窓口です。この内部通報窓口は人事課内に設置し、職員から法令違反行為等に関する通報等の受け付け、事実関係の調査を行うものです。

2つ目の窓口は、左手に記載しております苦情相談窓口です。この苦情相談窓口は、現在、既に設置しているもので、職員間等におけるハラスメントに関する相談・申し出を受け付け、人事課、または苦情処理委員会において問題の解決に向けた対応を行います。

いずれの窓口についても秘密の保持はもとより、相談したことによる不利益な取り扱いの防止など、相談を行う職員の保護に関して要項等で規定しています。

これらの例規推進体制の整備によりまして、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止、また、全ての職員が個人としての尊厳を尊重される豊かで安心な職場環境の醸成を図るため、今

回、条例案を提案するものでございます。

続きまして、条例の中身について御説明いたします。資料の1ページ目をお願いいたします。

まず、1の条例制定の目的をごらんください。この条例は、先ほども御説明しましたとおり、近年の本市職員の不祥事やハラスメント防止に関する法改正等の動向を踏まえ、職員の公務員としての倫理の保持に資するため必要な措置を講じることにより、職員の職務に対する市民の疑惑や不信を招く行為を防止するとともに、職員が公務に全力で取り組むことができるよう、全ての職員が個人としての尊厳を尊重される豊かで安心な職場環境を醸成し、もって公務に対する市民の信頼を確保するため制定するものでございます。

次に、2の職員の定義をごらんください。この条例が適用される職員は、地方公務員法が適用される一般職に属する職員、これに加えまして、常時勤務し、業務全般を指揮監督する立場にあることから、特別職のうち、副市長、教育長、常勤の監査委員を適用対象としております。

次に、3の職員が遵守すべき職員倫理の原則をごらんください。条例第3条に定める職員倫理の原則については、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員が認識すべき行動の基準、心構えを規定した、いわゆる訓示規定でございます。

第1項から第6項までの規定は、地方公務員法の服務に関する規程等により、職員に当然求められているものですが、あらためて確認的に条例に規定するものです。

第7項については、ハラスメントが社会問題として顕在化してきている状況、国の法改正の動向等を踏まえ、能率的に職務を行うことができる良好な職場風土の形成に努めることを規定しているものです。

第8項については、職員のその実践に向けての行動を促すべく、本市職員が目指すべき職員像を示すものです。

次に、4の任命権者及び管理監督者の責務をごらんください。本条例では、任命権者及び管理監督者の役割を明確にするため、条例第4条及び第5条において、それぞれの責務を規定しております。

任命権者の責務については、職員の倫理保持に関して、職員に対する注意喚起、研修等必要な措置を行うことを定めています。

管理監督者の責務については、職員の倫理保持のため、職員への指導・助言、職務執行の方法等の改善、良好な職場風土の形成に努めることを定めております。

次に、5の禁止行為等をごらんください。条例第6条については、訓示規定である第3条の職員倫理の原則を踏まえて、職員の遵守すべき事項、禁止行為等を規則で定めることを規定するものです。

この条の規定を受けて、規則において、違反に当たる行為や定義が曖昧になりがちな利害関係者等との間における行為やハラスメント行為等について規定することとしています。

本条例におきましては、規則で定める禁止行為や他の法令違反行為を防止し、職員の倫理保持に資するため、任命権者、管理監督者による基本的な指導・監督に加え、各種体制を整備することとしています。

次に、6の職員倫理審査会をごらんください。条例第7条においては、条例による体制整備の一つとして、主に外部の学識経験者等5人以内で構成する八代市職員倫理審査会を新たに設置することを規定しています。

審査会の所掌事務は、職員倫理に係る制度等に関して、市長からの諮問に応じて審議・答申すること。市長が依頼した調査を行い、その結果を報告すること等であり、公平公正な調査等

を行うため、除斥事項等も設けております。

次に、7の倫理保持に関する調査をごらんください。職員が本条例や他の法令違反行為を行った疑いがある場合においては、その職員の任命権者が調査を行うことが原則であります。倫理保持体制の強化を目的に、第8条では、主に外部委員で構成する八代市職員倫理審査会による調査を行うことができることを規定しております。

次に、8の倫理監督者をごらんください。条例第10条では、体制整備の一つとして、倫理監督者を置くこととしております。倫理監督者には各部の部長等が当たることを予定しており、職員及び管理監督者からの相談に応じた指導・助言等を行うこととしております。

次に、9のその他の措置をごらんください。本条例においては、職員倫理審査会、管理監督者等の体制整備に加え、職員からの相談に対応する窓口等の整備に関して、別に内部規程を制定することを定めております。

条例第12条においては、ハラスメントに関する措置等を規定しておりますが、条例に先行して既に設置しております職場におけるハラスメントの防止等に関する要項により、ハラスメントに関する苦情相談窓口を整備することを示しております。

次に、条例第13条においては、公益通報に関する事項を別に定めると規定しております。これに基づきまして、職員等からの内部通報に関する内部規程の制定を予定しております。

最後に、10の施行日をごらんください。本条例は、職員等への周知期間を設けるため、令和2年4月1日施行としております。円滑な施行を図るため、条例制定後から施行日までの間に、本日配付しております職員へのリーフレットのほか、Q&A等を配付するなど、周知等を行ってまいりたいと考えております。

説明につきましては、以上でございます。御

審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（村川清則君） ただいま説明が終わりました。

それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（中村和美君） 今、説明2ページの八代市職員倫理審査会の学識経験者5名、5名以内というのは、どういう人たちを計画しておられるのですか。

○人事課長（濱田浩介君） 倫理審査会のメンバーの想定ですけれども、今から検討するところなんですけれども、主には、法律の専門家である弁護士、あるいは大学の教授、あるいは労働環境、雇用環境に詳しい社会保険労務士等を想定しております。

○委員（中村和美君） ありがとうございます。

○委員長（村川清則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

○委員（増田一喜君） この表を見たらですね、右側のほうなんですけれども、条例制定後、市長、任命権者、その下に管理監督者っていうのがありますけれども、この管理監督者は倫理監督者と同じ各部長というふうに見えていいんですかね。ここは、市長と見るのかな。

○人事課長（濱田浩介君） 管理監督者につきましては、通常、課長、係長、その課の管理監督をされる職員。当然、部長も管理監督者には入るんですけれども、部長のほうは倫理監督者ということで考えております。

○委員長（村川清則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（成松由紀夫君） 意見ですが、この職員倫理の原則の第3条、第8項、目指す職員像

というくんだりが非常にすばらしい目指す職員像
と思うので、各課あたりに机の上に置いて張り
出すじゃなかですけど、そういったことも検討
されてはいかがかなと要望しておきます。

○委員長（村川清則君） それでは、意見とし
てお願いいたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、これより
採決いたします。

議案第121号・八代市職員倫理条例の制定
については、原案のとおり決するに賛成の方の
挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（村川清則君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査

・倫理に関する諸問題の調査

○委員長（村川清則君） 続いて、八代市政治
倫理条例の改正案について審議いたします。

去る11月26日の本特別委員会において、
対象範囲に教育長も含めてはどうかとの意見が
ございました。そこで、再度、執行部から教育
委員会と協議を行い、先般、教育長からも賛同
いただいたと報告がございました。

そこで、本日は、その結果及び条例の文言に
若干の加筆修正箇所が生じたことから、執
行部よりその内容について御報告させていただ
きたいと思います。

なお、お手元にお配りしている資料は、今
回、執行部に教育長の件も含め、調整いただ
いた本条例改正案の全文と、もう一つが、関係企
業等届出書の様式2枚でございます。

それでは、今回の教育委員会との協議結果及
び文言の変更箇所等について説明願います。

○文書統計課長（加来康弘君） こんにちは。
前回、委員会のほうで提案いただきました教育

長の適用についてとその他条文の変更箇所につ
いて説明いたします。座って説明いたします。

○委員長（村川清則君） どうぞ。

○文書統計課長（加来康弘君） 条例の教育長
への適用につきましては、12月3日に教育長
に改正後の条例の内容について説明をいたしま
して、条例の適用対象とすることについて伺っ
た結果、了解をいただくことができました。

次に、条文の修正箇所としまして3点ござい
まして、改正資料、全文条例のほうをごらんい
ただきたいと思います。

まず1点目は、第1条で、教育長を加え、適
用対象とし、それに伴いまして、2ページ目の
第15条第1項ですが、教育長の兼業禁止に係
る地方自治法の条項を加えております。

次に、変更箇所の第2点目、市長等が充て職
により、役員を務めている団体の取り扱いに関
する事項でございます。

これは、市長、副市長、教育長につきましては
は、充て職により3セクのほか、各種団体等の
役員に多数就任されており、それらの企業を対
象から除かせていただくための修正を加えるも
のでございます。

3ページ目、5行目の第15条第3項を見て
いただきたいと思います。

ただし書きとして、ただし、規則で定める企
業を除くというふうな一文を加えております。
これを受けまして、条例施行規則の定めによ
り、実質的に経営に関与する企業から、市長等
が充て職により役員を務める企業等を除外す
るというものでございます。

次に3点目、第15条第5項以下で、略称と
して使用しております語句で、関係私企業とあ
りましたものを、関係企業等というふうに修正
しております。

最後になりましたが、関係企業の届出書の様
式案を作成しております。ごらんいただきた
いと思います。

議員、市長等が役員についておられる企業で、該当する企業につきましては、それぞれの該当箇所に、議員におかれては議長宛てで、市長等においては市長宛てに、それぞれ届出書を提出していただくというふうなことで予定しております。

以上で、報告を終わります。

○委員長（村川清則君） 説明が終わりましたが、それでも、それでは、以上の部分について、何か質疑、御意見等はありませんか。ございませんか。

○委員（古嶋津義君） この配付文書の中で、関係企業等の届出書とありますが、何もない者は届けんでもよかったですか。

役職等に就いている関係企業等について、下記のとおり届けますだから、何もしとらん者は出さんでもいいんですね。

○文書統計課長（加来康弘君） 運用になるかと思うんですが、提出漏れということと区別するために、なしっていうふうに書いて出されたほうが、運用上はわかりやすいかと思います。

○委員長（村川清則君） ほかにございませんか。

○委員（成松由紀夫君） なしってどこに書くんですか。

○文書統計課長（加来康弘君） どこも書く欄がないんですが。

○委員（橋本幸一君） どこか上に、ある、なしって書いて、あるを記の下のあたり。（「棒線引っぱるならよかろうが」と呼ぶ者あり）

○文書統計課長（加来康弘君） ない場合に、一目でわかるような、記入できる箇所を1行設けて、そのように訂正したいと思います。

○委員（中村和美君） 今、橋本委員が言ったとおり、記と下記のとおりお届けしますというところの間ぐらいに入れておいたほうがいいですね。

○委員（増田一喜君） 今、中村委員は、記と

上のあいなかって言ったけど、記の下に関係企業等について、ありとかなしとかしたほうがいい。そして、ありの人は、以下、ここをこういうふうに書き込んでいくというふうにしたほうがわかりやすいんじゃないかなと。文章の流れからいくと。（委員橋本幸一君「そこはお任せします」と呼ぶ）

○委員長（村川清則君） 文書統計課にそこはお任せしますので、何か一目でわかるような書き方をお願いいたします。

ほかにございませんか。

○委員（成松由紀夫君） これは、実際関与しているのに、例えば、なしというようなことで、虚偽の申請ちゅうか、そういうのが出た場合は、罰則規定は何かあるんですか。これ、みずからが届け出るんでしょう。

○文書統計課長（加来康弘君） 該当する企業があって、それに対して届け出をされない場合の罰則規定については、今は設けてありません。

○委員（成松由紀夫君） そしたら、ほら、何か、その辺も少し考えておいたほうがいいんじゃないですかね。関係しとつても関係ないってというようなことで、みずからが出す部分だからですね。倫理だから、そんなことはないでしょうけども、あくまで関係ないような形をとるような場合があるやもしれんから。しっかりこれは襟を正すための条例なんだけども。ちょっとそこら辺の見解はどうなんですかね。仮にあった場合ですけど。

○委員長（村川清則君） 小会します。

（午後2時37分 小会）

（午後2時39分 本会）

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

先ほどの成松委員の質疑ですけれども、16条第3項にございますように、閲覧に供するとございますので、その辺でまずは対処していき

たいと思います。

ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) 今回、教育長を含めたところで整文した部分について、皆さん、御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

それではお諮りいたします。

本日お配りしております改正案のとおり、八代市政治倫理条例を改正したいと思いますが、これに御異議ありせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

では次に、本条例案の発議についてお諮りいたします。

本件については、審査した立場上、私どもで発議する必要があると思いますので、本特別委員会のメンバーで発議いたしたいと思いますが、御異議ありせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、本条例案につきましては、12月定例会中、発議の手続をとらせていただきますので、御了解願います。

なお、趣旨弁明はどなたにお願いいたしますでしょうか。(「委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) それでは、私、委員長ということでございますので、そのようにいたします。

次に、当委員会の最終の委員長報告について協議いたします。

当委員会は、倫理に関する諸問題について調査を進めてまいりましたが、今回、八代市職員倫理条例が上程され、審議が終了したこと、ま

た、八代市政治倫理条例については、その改正案がまとまりましたことから、当委員会の特定事件である倫理に関する諸問題の調査に一定の進捗を見たところでございます。

よって、今定例会において、最終の委員長報告をいたしたいと思いますが、これに御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) 御異議なしと認め、議長宛て、所定の手続をとりたいと思います。

なお、本委員長報告の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の特別委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、倫理に関する特別委員会を散会いたします。

(午後2時42分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和元年12月16日

倫理に関する特別委員会

委員長